(通知用

農地等の ^{贈 与 税} _{相 続 税} の 申 告 さ れ た 納 税 猶 予 税 額 の 一 部について 納 税 猶 予 が 認 め ら れ な い 旨 の 通 知 書

				4	5和	年	月
Ŧ							
<u> </u>							
名		殿					
					税	務署長	
あなたに	t	贈 与 殿から相続(遺贈) によ	り取得した農地等の	贈与税 旧続税 につ	かいて、	租税特別]措置沒
第70条の4第70条の6	第1項 第1項 に規定する約	n税の猶予を受ける旨の申告	書を提出されました	が、次の理問	由により	申告され	た納秣
猶予額の一	部について納税の狐	酋 予が認められませんので通9	印します。				
なお、納	税猶予が認められな	いこととなった贈与税の額_ 相続税の額_		円は、至急	司封の納	付書によ	;り、
日本銀行(ス	本店、支店、代理店	及び歳入代理店(郵便局を含	む。))又は当税務署	へ納付してく	ください。)	
○ 納税の猶	予が認められない金	類 イ 申告に係る税額	ロ 正当な税	額	られれ	の猶予がない金額	
Λ		円		円	(イーロ)
A 差引税額	(納付すべき税額)	[7]					
B納税	酋 予 税 額						F
	でに納付すべき(A - B)						
	<u> </u>						
○ 納税の猶	予が認められない理	!由					

農地等の 贈与税 和続税 の申告された納税猶予税額の一部 について納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

この通知書は、納税猶予の適用を受ける旨の申告書の提出を行った者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。